

第3章 会員

（種類）

第6条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認され、本人の承諾を得たもの。

（入会）

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。
- 4 理事長は、前2項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

（会費）

第8条 正会員及び賛助会員は、入会したとき及び毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議する前に、総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

（資格の喪失）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

（住所等の変更の届出）

第13条 会員は、その住所又は氏名（会員が団体であるときは、主たる事務所の所在地若しくは名称若しくは代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。